

志和観音別当成海家文書

佐々木勝宏

志和観音別当成海家文書

佐々木勝宏

岩手県立博物館, 020-0102 盛岡市上田字松屋敷34 Iwate Prefectural Museum, Morioka 020-0102, Japan.

1 はじめに

岩手県紫波郡紫波町土館にある沢口観音堂は、八戸藩の記録には志和観音堂と記される。八戸藩志和領は上平沢村、片寄村、稲藤村、土館村の四村からなり、盛岡領の中に四村だけが八戸藩の飛び地として存在した。ここを管轄する志和代官所は、北上川の舟運によって江戸への廻米（御登米）に伴う、盛岡藩との事務処理や、藩主名代として岩手山へ参詣する八戸の常泉院一行への人馬の手配など、八戸藩の他の代官所とは異なる業務も担っていた。現在でも志和代官所跡地は滝名川からの水路が南北に二本東西に走る。水路は運搬と、蔵や代官所の消火用水に使えるように考えた立地である。この代官所跡地の西隣りは、志和領の総鎮守志和八幡宮で、東隣りは造り酒屋を営む近江商人村井権兵衛の酒造蔵と邸宅があった。

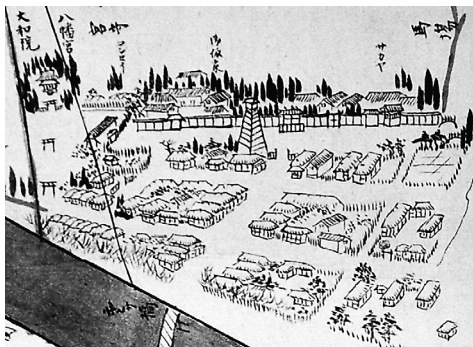


写真1：志和七箇村絵図の志和町並部分

東に進むと盛岡領の日詰どおり通と長岡通を管轄する郡山二日町の郡山代官所がある。盛岡城の御勘定所や、郡山と黒沢尻の役所などとの事務手続きを行い、登米とめ郡登米を経由して石巻まで御登米を運び、最終的には石巻を経て江戸まで送られた。そのような業務について記録した代官所の文書は、その存在を確認できない。ところが志和観音別当成海家の文書によって、代官の職務、名主、乙名らの代官所への奉仕の内容や仕方を垣間見ることができる。大変貴重な史料であり、これを読むことで八戸藩の志和支配の一端を紹介したい。

2 観音別当成海家

八戸藩二代藩主南部直政の弟直常もりの傅役であった成海なる與右衛門が十八歳の若さで病死した主人の菩提を弔うために出家し、無深と称して、盛岡で直常（天岸院）の位牌に香花を捧げて追善供養していた。このことが、生母霊松院や兄で藩主の直政に伝わり、藩の命令で志和代官所が主導して志和の土館村内に観音堂が建立された。本尊准胝観音菩薩坐像の造立年が、天和二年（1682）であることは、准胝観音像胎内卷子（いわゆる「沢口観音縁起」とほぼ同文）によって確認できた。

志和は霊松院や直常の知行地と考えられ、直常の祖母耕雲院の故郷でもあった。『八戸藩目付所日記』（以下『日記』）によれば、志和が飢饉にみまわれると、霊松院の米を御救米にあて、直常が志和の百姓に金銭を貸し出した。霊松院の死去に伴って、母の遺産を相続する娘の富姫（操松院）への藩からの報告は、志和と八戸に分けて記述している。志和は藩主家ゆかりの地で、直常の菩提を弔う適地であった。以来三百三十余年、十四代にわたって、天岸院の御霊供養を准胝観音への信仰として尊像と御堂を守り続けてきた家が別当成海家である。

3 成海家文書『年中行事 成海主』

この家に伝わる『年中行事 成海主』（以下『行事』）と表書された縦92mm横152mmの26丁に貼り紙2紙の懐帳（小冊子）である。これにより志和代官所における行事や業務について垣間見ることが出来た。その構成については表1を参照されたい。完成年代は、書き足しの追加があるので、はっきりしない。別当が累代書き足してきたものかもしれない。最後の文書控への写しは文政六年（1823）で、貼り紙では安政六年（1859）のものが一番新しい。『行事』の中に見える年紀は明和三年（1766）、天明二年（1782）、文化七年（1810）は二度、文化十二年（1815）、文政六年（1823）で、安政六年（1859）の「書留之覚」（貼り紙）、安政六年

(1859)の「日記」(貼り紙)、「出火之節詰人数」は寛政四年(1792)で、富鬮^{くじ}興行願の「乍恐以書付奉願上事」の二つは寛政三年(1791)と寛政十二年(1800)で、どちらも成海九蔵の名前が見える。借上米納入期限の延長を願う「乍恐以書付奉願上候事」は文政五年(1822)で成海健蔵が出している。「(仮題 伊勢參宮歸路客死者処置の往復書簡)」は文政六年(1823)となっている。従って、この綴は成海九蔵忠重が文政六年以降に書き、二枚の貼り紙は安政六年(1859)以降に成海健蔵忠慈が貼ったものだと考えられる。

4 正月の行事

年中行事

正月元日

- 一 年頭為御祝儀御蔵奉行
御下代麻上下着用罷上ル
八幡別当法服用
同守レ宮仁左衛門并観音別
当酒屋権兵衛麻上下ニ而
惣名主御米糠見春木御
竿打馬宿并両山形乙
名惣名代地頭其外地
高御^{ママ}百性共恒例之通罷
上ル但シ名主共継上下着
- 正月二日
 - 一 諸句年頭御祝儀申上候ニ付
明三日八戸江一里差立ル此
節御下代共羽織袴着用
 - 一 春為御登米有之候ハ、年ニ
応シ三ヶ処御奉行詰時節
之儀日積大凶差積申遣
 - 一 御代官より御家老中江年
頭書状さし出シ尤御用人
江も連名ニ而さし遣シ
下代共よりも御家老中御用人
中其外御役人中へさし出シ
但シ江戸勤番御家老江ハ
不差出
附御儉約ニ付折紙状岩城
紙相用候様御沙汰有之候
得共此元不自由之紙故下太

方又ハ東山大方相用如何
可有之由哉之旨天明二年
御勘定頭中へ問合候処東
山太方下大方ニ而認不苦
旨申来其後右之通

正月三日

- 一 今日一里さし立候ニ付郡山
御代官江御年始状連名ニ而差出シ
文化七午年正月より御家老
中江御下代共より年頭書状さし
遣候義相止

正月四日

- 一 年頭為御祝義^{イン}隠里寺
称名寺願圓寺并森岡
御領極楽寺罷出ル但シ右
返礼として書状差遣尤
使脇さし也

正月十一日

- 一 例年之通御用披ニ付御
下代羽織袴ニ而惣名主共
相詰ル名主共江左之通申渡シ
- 一 博奕御停止之事
- 一 諸士對シ乗打慮
外無之事
- 一 火の用心向之事
- 一 抜参無之事
- 一 老人者宿不致之事
右之通不殘御百性共へ
相觸候様申達尤書付ヲ以
申付ル
- 一 例年之通御蔵開御祝
儀ニ付御蔵奉行并御下
代共惣名主其外掛り合
之者共へ御酒御取肴式種
被成下右為御請何も御役
所江罷上ル但御祝義被下候人
数
- 一 御蔵奉行御下代共 四人
- 一 名主共并糠見共 八人
- 一 御舁取并御蔵番共 四人

- 一 重之蔵番 三人
- 一 御蔵奉行家来 一人
- メ
- 右人数是迄御酒さし
- 積被成下候所明和三年戊午
- 御下代共同出候者右人数
- 江御酒何外ト申御定被
- 仰付度候御定無御座候得共
- 難差積段申出候ニ付
- 五舛ニ相定候様御代官
- 舩越三蔵申渡シ

元日には、蔵奉行や下代は麻袴、八幡別当は法服（僧衣）、八幡宮守の仁左衛門と観音別当と酒屋の村井権兵衛も麻袴を着用して代官所へ年頭の挨拶に出向いている。名主や高持百姓は継上下と記され、肩衣と袴と上下の生地や色合いが異なる略儀の公服だったこともわかる。士分はスーツで、名主などはブレザーにストラックと言ったところだろうか。二日は、三日に八戸へ送る一里御用状を認めている。この他には、代官によって春に江戸へ米を運びだす日程や量のおおよその計画を立て、皆に伝える日でもあった。下代は羽織と袴を着用で出仕している。代官は八戸の家老や御用人に連名宛で、下代も家老、御用人、業務に関連する諸役人に年賀の書状を出していた。江戸勤番家老へは年賀の書状は出さなくてよいとしている。儉約のために紙は岩城紙を使うように指示があったものの、志和では入手しにくかったようで、一関の東山紙でよいか藩に伺いをたて、天明二年（1782）に勘定頭から許可を得ている。岩城紙とはどこの紙であろうか。三日には、八戸へ一里御用状を出している。盛岡藩の日詰通と長岡通を管轄した郡山二日町の代官へ年始の挨拶状を連名で出している。文化七年（1810）正月からは、下代から家老への年頭書状が廃止されている。

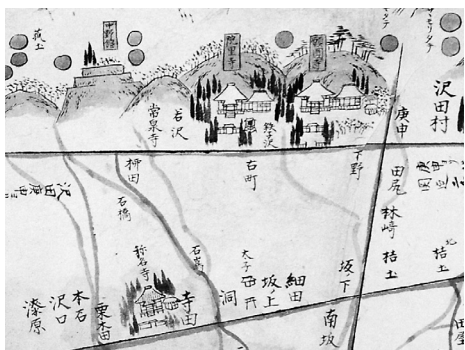


写真 2：志和七箇村絵図 三箇寺の部分

四日には隠里寺、願圓寺、称名寺や盛岡領の極楽寺の住職らが代官へ年賀に出向いている。この四箇寺への返礼は書状によって行われ、使者は、脇差を指して出かけたとあり、対面や格式を保持している。十一日は、代官所の御用披きで、下代は羽織と袴を着用で出勤している。細かい御触れが名主たちに申し渡されている。博奕の禁止、馬や駕籠に乗ったまま神仏や貴人の前を通過する乗打の禁止、火の用心の奨励や、一人者の宿泊禁止などの書付を渡され、各自の村百姓への周知徹底を命じられている。御蔵開きには蔵奉行、下代、名主に酒と肴二種が振舞われた。現在の役所の御用始めに相当する。参加者は蔵奉行と下代は二人ずつで四人。名主は江戸後期には四箇村から七箇村になっているので七人。一人は毛見であろうか。合わせて八人である。舛取や蔵番も二人ずつ四人、文字は重に見えるが、意味からすると金蔵番であろう。この金蔵番は二人、御蔵奉行家来が一人。全員で十九人になる。明和三年（1766）からは代官の船越三蔵によって何舛と決められた。代官所の東隣りは造酒屋の村井権兵衛であり、酒の入手はしやすく、振舞い酒だと思ひ、結構な量を過ぎたために量を決められてしまったのだろう。十一日は御具足餅の日で、今の鏡開きにあたる。『日記』によれば八戸では藩主や名代を務める家老から、行事の後に、餅のほかに酒と吸物が参加者に振舞われている。

これまで『紫波町史』などから、志和領の士分扱いの者は八戸から任命・派遣されてくる代官二名と現地で採用された下代（代官下代）二名と志和八幡別当と志和観音別当の計六名だと推測していたが、この文書によって、八幡宮の宮守も士分であることがわかった。

5 二月の行事

二月二日

- 一 例年之通厄神祭ニ付
御初尾百三拾三文八幡
別当江相渡尤御初尾
持名主袴着用
- 一 為御登米川通證文
請取森岡御勘定所へ
御下代さし遣同所御勘定
頭江添状さし遣尤
年々ニ應じ時節
不同有之事

- 一 郡山御俵仕奉行相詰
御役所江罷出ル節御用
申請談御米附下之義一
兩日見合一日三百駄ツ、
附下候様申談尤御廻し
舂箱并小繰印相渡シ
郡山御代官添状差遣シ
- 一 御俵仕出来初積下之
節黒沢尻并石巻
御進物御酒入樽并袴
地二臺送状前々通
相認差遣古案他領
案調留有り付タリ黒
沢尻御進物添状当
御役所よりさし出石巻
分ハ同所詰合より相認
尤秋為御登米之節共
同様但シ秋ハ袴地不入
- 一 黒沢尻御積立奉行
此元着御役所江罷出御用
申請談舂印御廻し御舂
鍵斗御舂ハ黒沢尻
ニ至て村印ニ而看御貸鍵
貸刀一腰相渡シ
- 一 石巻御積立奉行御
役所江罷出御用申請
候為御登米ニ付郡山御代
官并御下役日詰町検
断船肝入江御酒左之通
被下成添状名主壺人
付添御蔵宿六右衛門先立
- 一 五舂入樽二ツ御代官兩人
一 三舂入樽一ツ御下役壺人
二ツ当付二壺人
一 式舂入樽二ツ検断船肝入兩人
右者前々不被成下候処
明和三丙冬為御登米之
節右人数川岸場へ
相詰候ニ付被成下其後
文化十二亥年御改ニ付
不被成下候処尚又文政
六年未年秋より被成下候

二月は二日のことのみ記している。志和八幡宮に初穂料百三十三文を納めるため、名主たちは袴着用で出向いている。この金額にもいわれがあるのだろうが、わからない。後で岩手山参詣費用を常泉院に上納している分にそのまま、これをあてたのだろうか。

江戸への登米の北上川の通行証を盛岡の勘定頭から発行してもらうために下代が添状を持っていくが、その年々で時節を見て行ったので、いつも同様に行ったわけではないともある。郡山には御俵仕奉行が詰めて、舂箱と小繰印を渡して、一日に三百駄ずつ川を下した。黒沢尻には御積立奉行が居て御役所に出向く者は、鍵や刀を借用している。普段ならば士分ではない者が貸し出し用の鍵や刀を帯びて藩としての対面をここでも保っている。盛岡藩領と、仙台藩領を通過するので用意されていたことになる。舂舟でさらに登米や石巻まで出張したのであろう。借り主は代表の名主であろうか。小繰印と舂印があったことがわかる。舟につけた旗印のことであろう。志和米運搬に協力している郡山代官と下役と日詰町検断や船肝入へはお礼の酒が用意された。実際に川を下る名主のために、蔵宿の亭主が水先案内人を務めている。前々はお礼の酒の準備はしていなかったが、明和三年（1766）から出すようになり、文化十二年（1815）に一旦廃止になったが、文政六年（1823）には再開された。明和三年（1766）の干支は丙戌で、戌と書かれるものは見かけるが、丙とだけある。何か意図があるのかはわからない。

6 三月の行事

- 三月三日
- 一 上巳為御祝義御下代共麻
上下着用并八幡同宮
守観音別当酒屋権兵衛
惣名主羽織袴着用
地高御百性前例之通
罷出ル八幡別当法服
着用
- 一 殿様御参勤之節
森岡御着前日御代官上
下七人御下代上下式人名主
壺人乙名壺人御本陣守小十郎
方江相詰此節着服
御代官御下代共ニ麻上下
- 一 郡山御飯屋江御下代上下

式人名主壺人乙名壺人前
 日ニ相詰ル此節着服麻
 上下
 一 前例之通駄賃代左
 之通御道中御弘方江
 名主相渡請取出ル
 一 夫五拾人馬四拾疋
 代拾九貫八百四十四文上納
 一 御止宿ニ相成候節ハ
 詰所相伺候事尤御節
 之節ハ御代官麻上下
 一 右之節酒や権兵衛郡
 山蔵宿六右衛門同所御頼
 醫室岡玄寿相詰ル
 御目見人被為請之
 一 詰合御下代御目見被為
 請越田御境目江御下代
 上下式人越田懸り合名
 主一人相詰ル此節八幡
 別当観音別当宮守
 名主共乙名山形地頭
 善六相詰此節着用
 御下代羽織踏込但シ
 手札左之通

[貼り紙おわり]

相詰ル此節着服御
 代官下代共羽織踏込
 右御用相添候趣八戸へ
 一里ニ而申遣シ

書留之覚（この部分は貼紙）
 一 殿様御登りニ付
 越田宿へ相詰候節ハ
 白米式升外ニ
 □□□□宿札ニ
 持参いたし可申候
 外酒代等之義ハ
 詰合之衆割合
 ニ而も有之節ハ差出
 可申事
 安政六未の年
 改ル書印以上

[貼り紙はじまり]

志和御代官
 誰
 同所御下代
 誰
 同所八幡別当
 誰
 同所観音別当
 誰
 同所宮守
 だれ
 名主共
 乙名共
 御百姓

一 森岡様御参勤并御下向
 之節者前日御代官上下
 七人御下代上下式人越田
 名主壺人同所御境目江

上巳の節句の御祝いに下代は麻袴を着用し、八幡宮の宮守と観音別当と酒屋権兵衛と名主たちは羽織袴を着用して出仕している。正月の行事より若干軽装になっている。高持百姓は前例の通りとあるので継上下ということか。

八戸藩主の江戸参府の際は、盛岡到着前日には代官以下十一名が盛岡の本陣の小十郎方へ待機することになっている。代官も下代も最も格上の麻袴を着用した。藩主一行が郡山（日詰）の御仮屋で休息する場合は到着前日から下代とともに名主と乙名の代表各一名は御仮屋で待機し、下代は麻袴を着用した。人夫や馬の費用を十貫ほど上納している。一文三十五円で換算すれば三十五万円ほどの費用負担だった。藩主が宿泊する際は、代官も麻袴着用で待機するが、その際は酒屋村井権兵衛や医者室岡玄寿も御蔵宿の六右衛門宅に待機している。

志和領の者で藩主へのお目見えが許されている者がいる。御目見えには礼金が必要で、藩主側からすれば収入になった。八幡別当、八幡宮守、観音別当はその職を相続する際、子孫は郡山御仮屋か盛岡ご本陣で御目見えして相続を認めてもらったのであろうか。この史料には、そのことは触れられていない。八戸市博物館寄託の「志和七箇村絵図」にも八幡宮の東隣に宮守

の文字が確認できる（写真1参照）。江戸時代後期に作成された絵図と推測されるので、志和八幡別当と八幡宮守と観音別当は三者ともに地元の事をよく知り、志和代官を補佐する役目を廃藩まで果たしたことになる。

志和が八戸領になり、その総鎮守となった志和八幡宮は、『八戸祠佐嘉志』によると、貞享五年（1688）に直政によって再興されている。代官は松井九郎左衛門政勝で、大工は伊藤仁兵衛だった。社領四十三石で、別当は千壽坊（院）で棟札の通り写すとある。志和観音堂も同年の建立で、代官と大工が同じである。千壽院は直房生母仙壽院と同音のため、藩から改名の指示があって、常泉院から壽明院と名付けられた経緯が、志和八幡宮文書の包み紙裏に記されていた。八幡宮と観音堂は同じ年に何度か修理をしているので、藩としてはこの二つを領民支配のために、同じように扱っていたことがわかる。

現存最古の年紀銘棟札は、享保十七年（1732）壬子歳夏四月吉辰とあり、代官は宗七郎元英（元清）で、大工は関清次郎芳政とある。宗氏は黒田藩家老栗山大膳の子^{ただや}雖矢の寄子から八戸藩士に迎えられ、二百石の家柄であった。『日記』によれば藩主家は立藩当初、上方物の和紙や香などの購入を雖矢に依頼している。宗元清の前任の志和代官は、霊松院の甥川口源之丞利景の次男から紫波（志和）家に養子に入った、後の十右衛門左源太秋堅であった。社殿の建立や修理に他の神の合祀をした際の棟札などが伝わるが、太守公とのみ記して藩主名を記されないことが多くなる。藩主名が確認できたのは、天保十二年（1727）七代藩主信房と弘化四年（1847）の九代藩主信順の物だけだった。

藩主が参勤交代で江戸に登る際には、領地境の越田まで八幡別当、八幡宮守、観音別当、名主、乙名、山形地頭などが総出で見送っている。逆に八戸へ下向する際も同じように出迎えている。八戸藩主だけではなく、盛岡藩主の江戸参府の際も見送りに出て、その旨を八戸へ一里御用状で報告している。盛岡藩主の際も毎回だったのであろうか。下代の服装が「羽織踏込」と記されている。踏込とは踏込袴あるいは野袴のことで、裾が細くなっている袴で、屋外の行事や、旅装に用いられたものを着用していたことがわかる。貼紙には安政六年（1859）書留之覚として越田村に待機する小屋があり、そこに白米二舂と酒を持参したことがわかる。御酒代は見送りの詰合衆の人数で割り勘定になっている。どちらも上納したものだろう。

7 五月の行事

五月五日

- 一 端午御祝義御下代共
其外共二年頭之通罷出ル
- 一 稲作仕付不残相済
候段名主共申出候者御代
官見分之上右之段八
戸江申遣
- 一 殿様御下向之節ハ
御代官下代人数前之通
御通行前日越田村へ相
詰ル御通行相済候得者
御代官直々郡山御仮屋江
御跡より罷越御機嫌
相伺夫より御見目人
数等之儀御供し御見目人
申談置盛岡御本陣
江御先江相詰下代共名
主ハ越田より直々御役や
江引取此節御代官下
代共羽織踏込森岡
二而ハ麻上下
- 一 御着御發駕共御駕籠
御右之方へ御門之内江相
詰ル尤御役人御取次手ニ
合不申候節ハ御取次
或ハ御駕籠番等相勤
御供御役人江向合之也
- 一 右之節下代共上下式人
名主壺人乙名壺人前
日より盛岡御本陣江
相詰ル麻上下着用
- 一 同所二而御代官并下代
御目見被為請
- 一 右之節郡山御仮屋
江前日より御参勤之
相詰ル
- 一 盛岡御本陣守小十郎
八戸宿伊兵衛江御目録
御代官引て御金者御供
御役人中より受取但近
年石町兵左衛門本陣ニ付
御目録被成下是又申渡

- 一 例年之通巖鷺山
御初尾持使僧八幡別当
被仰付候付常泉院
より御用状ニ而御来但シ五
月廿六日此元出立ニ付
御初尾金百疋路用壺
貫八百六拾五文上下分
相渡盛岡迄御傳馬
被成下候
- 一 右御門札等ハ幸便次
第八戸へ遣大方ハ御勘定
出府之節持参御勘
定頭中へ相渡シ但近
歳は常泉院江御殿ニ而
届来

端午の節句の御祝で代官所に行く時の服装は年始の時と同様だとわかる。田植えなどの農作業が一段落したことを指すのであろうか、「稲作仕付」が残らず済んだとある。名主たちの報告を受けて、代官が実際に立ち会って見届け、その旨を八戸に報告しているので大事な見分だったことがわかる。

八戸藩主が参勤交代の際、盛岡に宿泊する時と、紫波町日詰の郡山御飯屋で休憩か、宿泊するかによって対応が違うことが細かく書かれていて興味深い。前日から、その場所に待機して藩主を出迎えている。服装や門の内側での駕籠に対しての並び方が諸役人と向かい合いだったことなど、細かく決まっている。藩主の宿泊所が伊兵衛方から最近は穀丁（石町）の兵左衛門方へ変わったとある。理由は何だったのだろうか。

八戸領内の修験を束ねる常泉院から、志和八幡別当に巖鷺山（岩手山）への参詣の費用や、御初穂料の集金が命じられている。初穂は百疋とあり、一文三十五円で換算すると三万五千円となる。路用とある旅費は、壺貫八百六拾五文とあるので六万五千円ほどである。藩成立直後は、人夫や馬を志和から提供していることが『日記』に散見するが、いつ頃からか人馬提供から金銭負担に変わったことがわかる。参府時と帰国時も領地境の越田村まで志和領諸役人と名主は送迎に出向いている。越田村には下代は羽織踏込袴よいが、盛岡本陣や郡山御飯屋へは麻袴とある。野外では略服が許されていたことがわかる。

8 七月の行事

七月七日

- 一 七夕為御祝儀下代共^{アサ}麻上
下着用惣名主羽織袴
八幡宮守観音別当
罷上ル
- 一 爰許新米例年之
通御百性共差上早速
一里ニ而差遣候御膳
米其外前々之通
別紙書付有之何茂
紙袋也
- 一 御膳米袋大□
長サ六寸幅壺寸八分位也
- 一 八戸宛罷有候上包
仕のし包済御席江
指出候 式部様御番人
招呼御殿ニ而相渡シ
指上ル御家老中御用人
中惣御役人江引之
- 一 新米三年続指上
申百性江前々より御褒
美鳥目三十疋被成下候
但近年ハ被成下候事

七夕の御祝いに代官所に出向く際の各身分に応じた服装が記されている。旧暦なので、この頃には、もう新米が収穫でき、御膳米として八戸に献上していた。袋の大きさ「長サ六寸幅壺寸八分位」（約 18cm × 6cm）と記録され、熨斗をつけている。新米を三年続けて献上した者に御褒美として鳥目三十疋をくださったとあり、一文三十五円で換算して一万円ほどを頂戴することは、嬉しさ以上に大変な名誉だったのであろう。近年はそれがなくなったという文意だと思えるが「不」の文字は記されていない。

9 八月の行事

八月一日

- 一 八朔為御祝儀御下代共
麻上下着用七夕
之通罷上ル

八月八日

- 一 八幡御神事ニ付御代官
上下六人御下代上下式人ツ、
惣名主共相詰ル此節
御代官麻上下下代共同
着用名主共羽織袴
着用但近年ハ名主共
茂上下也
- 一 御初尾式十疋御初尾持
羽織袴大小也
- 一 警固六人看板着用
- 一 棧敷江御代官幕張ル
御湯立相濟別当^ア
より御祈禱目録下書
指出シ御祈禱神楽
相濟直々引取引
取後別当御湯立目
録指上之候
- 一 一兩日見合右御湯立目
録并ニ御神事相濟御
代參相勤候段一里ニ而
八戸江申上ル

八朔の御祝いに代官所に出向く際の服装は、七夕の時と同じだとある。田の稔^{みの}りの予祝で、風雨随時と五穀豊穰を祈り、頼みに(田の稔りと頼みをかけて)思う、お世話になっている貴人に稲穂を献上する日だった。さらに駿府から国替えになった徳川家康が天正十八年(1590)のこの日に江戸入城を果たしたため、幕府では正月に次ぐ大事な祝日であった。これにちなんで諸藩もこぞって祝うようになったと伝えられる。八戸藩主からは將軍への初鮭や初菱喰を献上したことが『日記』に見える。寛文九年(1669)小八月朔条にも「八朔之御礼何も御広間へ罷上ル」とあり、八戸城内の広間で行事が行われていたことがわかる。

八月八日は志和八幡宮の祭日であった。現在は九月九日に行われている。代官以下諸役人や名主も総参加で湯立て神事や祈禱や神楽を見ている。名主の服装が羽織袴だったのが近年は袴になったとあり、士分の者だけが袴を許されていたのという不満もあるように感じられる。警備員が六名で、看板という武家の中間や小者の仕着を着用している。志和代官所と隣接しているとはいえ、代官所の中間や小者も総動員だったのだろうか。代官所の留守番も必要だったはずだ。領民

の中から、名主が推薦した各村の屈強な若者に祭りの警備をまかせたのかもしれない。村の代表であれば選ばれたものも誇りだったに違いないが、実際の警固の看板を着た者たちの身分はわからない。湯立の結果を記録したものと考えられる湯立目録と神事の一切を代官が藩主の名代として務めたことを一里御用状で八戸へ報告している。代官の座席用の棧敷が造られ、幕が張られたとある。

10 九月の行事

九月九日

- 一 重陽御祝義八朔之
通罷上ル
- 一 惣馬改ニ付振駒八戸
より御馬方不被遣哉此
段兼而窺可申上事
但シ近年伺濟ニ相成
爰元御代官相勤
- 一 右御改八戸より御馬方不
被遣候節ハ御代官御目
付御下代共ニ名主田屋江
相詰ル此節一流羽織
袴着用惣名主
馬宿着用同断
但シ御代官道具持草り
取召連ル
- 一 振駒之節御代官其
外共ニ着用同断但
御代官供若堂壺人道
具持草り取上下四人
ニ而相詰ル警固看板
改之
- 一 御代官年中御勘定ニ
八戸江出府帰之節
郡山御代官江御酒御申
貝可被下候段相伺罷帰ル
候節添状ヲ以右両品
之内前例之通一品
差遣但シ御酒ニ候得ハ三舂
宛くし繩壺樽申貝な
九八一連ツ、付たり近年
御改ニ付相止候処尚又文
政六年未のとしより伺之

上被成下之
一 森岡多賀屋甚助へ
串貝一連ツ、被成下ニ付
是又伺之上持參被
成下但甚助遠方故

[貼り紙はじまり]

御代官心得を以名代酒
屋権兵衛江相渡シ其後
甚助より御受権兵衛ヲ
以申出候尤遠方之儀
故申付ニ付右之通但シ
近年相止居
一 森岡三明院秋除
為御祈禱御役所江罷
出ル御初尾百三拾三文
白米一升指出し

日記（この部分貼紙）

一 殿様十月七日ニ
四品之御位ニ被為成
候ニ付此日恐悦申上
候様小向勝之丞様より
御達ニ付年々
麻上下ニ而罷上り
可申事但し
先年御沙汰無
之ニ付出候ト不申置
此度改申御沙汰被仰出
候間無失念出座
可申者也
安政六年戊未年（実は^{つちのとひつし}己未）
十月十七日

この日は惣馬改めの日でもあった。八戸から役人が派遣されてくる場合と、派遣がなくて代官が代理を務める場合があった。代官と目付と下代は野外に建てられた仮小屋である田屋に、名主全員や馬宿も羽織袴を着用して同様に待機した。代官にだけ若い従僕「若堂（若党）」と道具持ちと草履取りがついている。行事の内容自体はわからないが、馬の品評会のような行事なのだろうか。ここでも看板を着た者が警備にあたっている。

志和代官は志和領の年貢徴収などの結果を報告するために八戸に出張した帰りには、業務上、日頃から世話になっている盛岡藩の郡山代官所におみやげとして酒と串貝を贈っている。酒は三舂と決まっています、串貝がない時は一連ずつでもいいとある。串貝とは鮑を串に刺して乾燥させた物か。折に入れたものなのか、どんな形状だったのか、一連とあるので縄に編み込んだ連なりをさすようにも思える。近年一旦、中止になったのに、安政六年から元の通りに行われるようになったとある。盛岡の多賀屋（小野）甚助は八戸藩の御用を務めていた人物なのだろうか。多賀屋は遠方なので届けるべきかどうかを藩庁に問い合わせ、串貝一連を届けている。

盛岡の御祈禱所に初穂料百三拾三文と白米一舂を指出している。何の祈祷なのかわからない。ここでも初穂料は百三十三文である。やはり、百三十三には何か意味があるに違いない。山役料だと考えられる。

貼り紙部分は、日記から書写して貼ったものであろう。藩主信順が四品となったことへの御祝いの挨拶に麻袴で出向くように小向勝之丞から通達があった。先年は連絡がなかったので、ご挨拶に上がらないで済んでいた、今回も出向かないでいたら、失念することなく出座するように通達があった。この小向家は初代藩主直房の時に若殿様若党として出仕して、式駄式人扶持だった。安政年間の当人の俸禄はわからない。

重陽の節句の御祝いに、八朔と同じように出向いたことがわかる。残念なことにとどの行事も内容そのものの記述はない。八戸城内でも寛文九年（1669）九月九日条に諸役人が登城して家老から御用間で菊之酒を賜っている。同十二年の重陽条には「如例年御規式」とあり、鷹の吸物と御酒を諸役人は広間で頂戴している。城内の年中行事の規則が確立していて、藩主の在国と参府にかかわらず行われていたことがわかる。

11 十月の行事

十月十八日
例年之通御蔵開ニ付
正月十一日之通向々江御
祝義被成下候御酒五舂
肴式種但し年ニ依而
冬為御登米有之候
節者即日ニ無構御蔵開

〔貼り紙おわり〕

之節御祝義被成下候
近年ハ大カヒ九月廿五日
定日相成居候

正月十一日は、御用披と呼ぶ仕事始めで酒が振舞われていたが、十月の蔵開きでは御酒五升と肴二種が提供されている。冬に登米を出す年もあって、控えたこともあったようだが、冬の登米の有無に関係なく蔵開きの祝宴をやっているということか。近年は九月二十五日が蔵開きの日と決まっているとある。

12 12月の行事

- 十二月朔日
- 一 年々差出通御領
内欠落之者有無
廿日を限訴出指届候
様名主共江申出シ
 - 一 椀飯之事
不時
 - 一 鬼柳通證文差出
候事但近年他領
出馬證文願之上被仰付
差出し事
 - 一 八戸御用荷物先觸
之事
 - 一 御用ニより森岡上
田小繫通切手差
出候事
 - 一 上田小繫女通切
手差出候事但何分
小女ハ格別手廻并下
女召連候節者八戸江申
上候間頂戴可致事
 - 一 御境塚繕之節并惣
テ御境目川筋通諸
普請之節者郡山
下役江此方下代共より申
改相互ニ相濟候事
以上終

欠け落ちの調査命令が届いている。十二月廿日を期限として名主たちはそれぞれの村に欠落人が居るかど

うか調査して報告しなければならなかった。藩成立直後などは、経済的困窮から一家で欠落という夜逃げ状態のことがあると、捕まれば、夫は死罪となり、妻子は城内の台所の雑用係などをさせられているが、この時期はどうだったのか。

十二月中に「椀飯之事」が志和で行われていたことがわかる。椀飯とは椀飯振舞（おうばんふるまい）のことである。代官所内で行われたものだろうか。誰が参加したものだろうか。他地域では正月に親類縁者を集めて饗宴したようだが、十二月の項に記されている。十二月ならいつでもよかったのか、この記述だけではわからない。志和の「椀飯振舞」は何を願って実施されたのだろうか。不明な点が多いが貴重な一文である。

盛岡領から仙台領に出る時の鬼柳を通過する際に出馬証文の提示が求められるようになったこと、八戸から街道沿いの宿駅の人馬の継ぎ立てや休憩・宿泊など御用荷物運搬の準備などの先ぶれについてもふれている。御用のために上田小繫へ行く時は通切手が必要で、小女でも、下女として連れて歩く際には、届け出が必要で、切手をもらうようにしている。

八戸領と盛岡領の境塚の修繕や境目の川筋で工事する時も、予め志和代官下代から郡山代官下役に連絡する取り決めだったことがわかる。代官の補佐役を八戸藩では下代と呼び、盛岡藩は下役と呼んでいた。その通りに記されている。

13 行事や御目見得の際の服装

様々な行事の際の代官や下代の正装は麻袴であったことがわかる。八幡別当は法服（僧衣・袈裟）、八幡宮守と観音別当も麻袴であった。名主は羽織袴で、乙名は肩衣と袴の生地が別仕立ての継袴であった。

参勤交代の際に本陣で御目見えする時は麻袴で、藩主の野外での出迎え、見送り、馬改めなどの際は羽織と踏込袴を着用している。裾に黒ビロードなどの縁をつけた旅行や火事装束にも用いた動き易い袴だった。

志和八幡の祭りでは、近年は名主層も麻袴になったとあり、士分でない者にまで許されたことを不満に思っている。祭りや馬改めの際の警固の者は看板と呼ばれた武家の中間や小者などが仕着として与えられた短い衣類を着用していた。背中の主家の紋所はご家紋の向鶴紋や九曜紋であったのであろうか。

14 出火時の消火体制

- 出火之節詰人数
- 一 上平沢村両土館村
稲藤村之内左之通
軒数より壺軒ニ付式三
人宛早速相詰可申事
 - 一 三拾五軒 御飯屋江
 - 一 七拾軒 御蔵江
 - 一 三拾軒 三役屋江
 - 一 七拾軒 火事場
メ式百五軒
但シ両川原町并越
田村相除之右軒
限木札相渡置可申尤水
籠之外在合手桶等
持参可致候事
 - 一 北片寄村 御蔵
 - 一 同村 火事場
 - 一 南片寄村 御飯屋
右者村方壺軒ニ付二三人宛
尤水籠之外有合桶等
持参可申候事
 - 一 重立候乙名之内人足
引廻左之通可申付候事
 - 一 式人御飯屋一三人御蔵
 - 一 三人ハ御役屋江一三人ハ
火事場メ拾壺人但
木札相渡置可申候事
 - 一 御代官供式人
右者両川原町并近村
ニ而式人ツ、都合六人可申付候
事尤木札相渡置可申候事
 - 一 郡山出火之節早速
相詰候様可申付置候事
但水籠手桶等持参之
義可申付置候事
 - 一 名主共銘々挑（提）灯持参
可致事
 - 一 水籠團扇左之通
 - 一 百石ニ付水籠式ツ炎
團扇壺本ツ、
 - 一 名主式人御飯屋

- 一 同 式人御蔵
- 一 同 式人火事場
- 一 同 壺人ハ三役屋
右之通相詰可申兼而
申合名前書上置可申事
- 一 式人御飯や一三人三役や
- 一 三人御蔵
右者両川原町より風間寄
両町申合右之通相詰可申候
尤在合人足馳付候後
ハ為引取候事但銘々
木札相渡置可申事
- 一 水籠壺軒壺ツ、拵
置申候事
- 一 火團扇両川原町丁ニ而
拾本拵置可申候事
- 一 右詰人足之外火事
場江早速相詰防方
致可事若大火ニも及候ハ、
為引宛可申事
- 一 御制札兼而申付置候
通早速御飯や江持参
可致事
右之通書付を以名主
共江申渡置
寛政四壬子年
四月廿九日

この部分は、出火の際の消火体制がわかって面白い。どれだけの人数を代官所や蔵や役人屋敷または火事場周辺の消火と防火にあたらせるのか、きめ細かく決められている。木札を渡されていたものは、消防係と云うことだろう。水籠がどのくらいの大きさで材質が何かはわからないものの沢山つくっておくことと命じられている。火団扇も用意するように命じられている。実際に火の方向を変えたりできるのだろうか。手桶などはあり合わせで構わないとしている。村ごとに消火係の軒数や人数も決められている。代官所や蔵の側に水籠や火団扇や手桶を常備して置くのではなく、出火の際に、消火担当者が持参して消火に当たったことがわかる。八戸領志和だけではなく郡山で火事が起きた場合も想定している。この消火体制は寛政四年(1792)年に決められた通達の写しであろうか。

15 沢口観音堂の修復と富鬮

乍恐以書付奉願上候
事〔A〕

- 一 当社御戸帳先年
靈松院様御寄進被
為遊候処年来ニ罷成
候事故大破ニ罷成
候得ハ難洪私事故
自力ニ寄進も及兼申候依而
奉願上候義重疊恐
至極ニ奉存候得共富
鬮相企信心之族相
進当夏壺會当秋
壺會興行仕右之
入料寄進ニ而右御戸帳
新規并御堂御屋根
繕仕度奉存候間御序
之節右之趣宜敷様
被仰上被成下度
奉願上候以上

沢口観音別当

寛政十二年申年三月 成海九蔵○
川口與九郎様
野村 男也様

乍恐以書付奉願上事〔B〕

- 一 去年御斗帳大破仕候付
寄進仕度富鬮式會
奉願上候処願之通被仰付
被成下興行相濟御斗
帳茂出来仕有難仕合ニ
奉存候然処追々奉願上候
義重疊恐至極ニ
奉存候得共御堂も年来之
事故所々大破其上前々
より有来候品々朽絶
申候ニ付猶又富鬮三
會奉願上候願之通被
仰付被成下候ハ、左之
通寄進仕度奉存候御
堂雨漏ニ而天井裏板
朽候ニ付新規張替
四方御縁側惣板雨朽

申候間新規敷替御神
坂鳥井三ヶ処朽絶申候
間新規建替御堂之内
疊六疊朽申候間新規
取替外ニ御社内江御旗
式本并吹流御旗式流
寄進仕度奉存候困窮
之私故兎角自力ニ及
兼申候処御憐愍願之通
被仰付被成下候ハ、興行
相企前書之通寄進
仕度奉頼候右之趣
何分ニも御序可然様ニ
被仰上被下置度奉願上候
以上

沢口観音別当

寛政三丙年正月 成海九蔵○
川口與九郎様
野村男也様
(寛政三年の干支は丙×→辛亥)

沢口観音堂自体にかかわる記述で大変興味深い。本尊の准胝観音像は造立してから三百年ほど補修された痕はなく、昭和四十六年（1971）に先代の成海榮一氏が亡くなるまでは秘仏であったため、保存状態は大変よく、両腕と体軀本体とのいもづけによる接着部分は弱くはなっていたが、表面塗漆によって守られていた。ところが観音堂の萱葺屋根は一定年数が経てば、風雨によって傷み、雨漏りが生じるので、葺き替えが必要となった。伝存する九枚の棟札からも修復（修葺）や再建を重ねたことがわかる。

寛政十二年（1800）三月と記された〔A〕は、初代八戸藩主南部直房夫人靈松院が奉納した戸帳が破れ果て、自力新調は出来ないのので、富鬮を夏と秋に二度興行して、その収益金で戸帳を貼り替えて、屋根も修繕したいと願っている。願上書を提出した成海九蔵忠重と受け取った志和代官の一人川口與九郎正備は、当人同士は知らなかったであろうが、祖先は互いに縁浅からぬ仲だった。川口家はもともと靈松院（川口源之丞正家の娘俗名孝）の実家で、分藩少し前の明暦三年（1657）に改易になった。現在の岩手町の川口の領主で四百石だった。七年後に立藩した八戸藩にあっては、靈松院の実家川口家は、格別の家柄とされた。彼

女が引き取って養育した兄興十郎正康の忘れ形見が甥川口源之丞利景で、三代藩主通信の時に筆頭家老を務めている。その利景から数えて八代目に当たる川口家当主が志和代官の川口興九郎正備だった。利景、利雄、利賢、利秀と知行は四百石であったが、家老を務めたのは利景のみで、相続人がなく一旦改易になっても、親戚から養子を迎え、その都度減石されても家名存続は許さ、この時は金成五十石であった。

霊松院母耕雲院の兄弟と推測される朝倉源太左衛門は耕雲院の推挙で、五駄式人扶持（二十二石相当）から加増になって百石になった際に、生国にちなんで志和庄左衛門と改名している。『寛政八年川口家過去帳』にも耕雲院は志和（紫波）氏の出身だと記している。おそらく、分藩時に志和を希望したのは、領地として全く土地勘がないところより、霊松院の母方の故郷であり、熟知した土地であったからと考えられる。

初代藩主直房の母の実家中里家の知行地岩泉町中里が八戸領であったことを考えると、直房夫人の母方の実家を領地として希望することは当然のことと思える。

川口家が改易になるまで知行していた川口ではなく、より石高が多く、盛岡藩の城下に近く、滝名川と北上川の水運が使い、街道筋で長く高水寺斯波氏の城下で、一時期、利直が居住した物資集積に適した要所である郡山（日詰）に隣接していたからこそ志和を望んだのであろう。このように先祖縁^{ゆかり}の地の代官を川口興九郎正備は務めている。

成海九蔵は、霊松院が生んだ直房次男直常の菩提を弔うために出家して、この観音堂の別当となった無深から数えて五代目に当たる。直常の死から百二十年が経過していた。

志和代官相役の野村男也宗封は高五十石だった。初代藩主直房の代から勘定所務めの三駄式人扶持（十八石）の家だったが、少しずつ俸禄を上げ、男也は津村傳右衛門正普の三男から拾式駄式人扶持（三十六石）の野村家の養子に入って六代藩主信依の時代に後の七代藩主信房の近習として仕えて、頭角を現し、地形五十石を賜るようになった人物である。初代の津村傳右衛門正武の妻は霊松院の妹覚心院の娘で、霊松院の姪にあたり、二代藩主直政の従兄妹にあたる。男也の実父は津村傳右衛門家の六代目だった。

藩や志和代官所が修繕費用を直接出費するわけではないので、富鬮興行の許可が下りたことは〔B〕からもわかる。年代は前後するが寛政三年（1791）正月と

ある願上書控え〔B〕と寛政十二年（1800）の〔A〕以外にも富鬮興行が何度か行われたと推測できる。去年とあるから寛政二年にも富鬮が実施されたのであろう。寛政十二年の干支は庚申^{かのえさる}で、申はあっているが、寛政三年の干支は辛亥^{かのとい}で丙とあるが丙を取るのであれば寛政年間に丙は寛政八年^{ひのえたつ}の丙辰しかない。いずれにせよ〔B〕では、去年、戸帳が大いに破れたので、二度の富鬮の興行を願い出て、許可を得て、その収益で戸帳を新調したことを報告した後に、実は御堂もところどころ破損して、品々も朽ちて、汚れているので更新したいから、また富鬮の興行を三度行う許可をほしいと願い出ている。許可が得られれば、雨漏りで汚れた天井裏板や濡れ縁板を新しく張り替え、参道の鳥居も三箇所とも朽ちかけているので取り替え、御堂内の畳を六畳すべて敷き替え、堂内旗二本と吹き流しの旗二流も新調したいと続けている。自力では無理なので、報告のついでで大変恐縮で申し訳ありませんが、三度の富鬮興行の許可を得たいという内容である。堂内の旗も屋外の幟も寛政年間のものは伝存しない。伝存する最古の幟は、天保二年（1831）のものである。戸帳についても嘉永年間に九代藩主信順が奉納した戸帳の木箱のみ現存する。

御堂の大きさも貞享五年（1688）に完成した御堂と同様に三間四方かどうかかわからない。ただ畳六枚を替えるとあるから堂内拝所部分は六畳だとわかる。二間四方の御堂で須弥壇分が半間の横二畳分であれば、拝所が六畳となる。だとすれば大正十三年完成の現在の御堂と寛政年間の堂の規模は同規模の可能性が高い。

16 成海健蔵の苦衷とその後

乍恐以書付奉願上候事

- 一 御米式駄壺斗六舛 八観
音社料地高拾石より三ヶ壺
御借上米御座候処近年打續
困窮之私殊山根通故稻
作茂不宜誠ニ難洪至極罷
有候依テ奉願上候義重畳
恐多奉在候得共右御借上
米之内片馬此度上納仕
候間残而壺駄片馬壺斗六
舛之処并是迄年々御
延拝借被下置候処共ニ来
何の暮迄御延拝借被仰付

被成下度奉願上候何卒以
御憐愍願之通被仰付
被成下候ハ、難有仕合仮成
取續御社用勤行仕度奉
存候右之趣宜敷被仰上
被成下度奉願上候以上

沢口観音別当

文政五年壬午年十月成海健蔵○

長沢甚兵衛様

山内傳之丞様

この控えからも八戸藩が観音社領から三分の一の借^{かり}上を行っていたことがわかる。現在もそうであるが、もともと観音社領は山のふもとで、平地で日当たりが良好な場所には拝領していないので、作柄に恵まれているとは言い難い。成海家に伝存する『御観音御社領拾石ノ内阿せ帳』にはその拾石分の耕地面積と耕作者と収穫量が記されているが、上田や中田は少なく、下畑や下々畑、下々田が多い。稲作には向かない耕地が多く、収穫量も芳しくなかった。今まで見てきたように、志和代官所で行われる各行事には参加しなければならず、身分に伴う出費もかさんでいた。やっとな片馬分は納めたものの、残りの「壺駄片馬壺斗六升」を「**来何の暮れ**」まで延期してほしいという納入期限の延長を願い出た書類の控えの写しである。先祖から代々受け継いできた観音別当としての勤行はしっかり務めたい。しかし、生活が大変なので残り借上米の納入の延期を何とかお願いしたい、と八代目成海健蔵の苦衷が察せられる。

代官の長澤甚兵衛宗貞は六両三人扶持。三代藩主通信に随って盛岡藩士から八戸藩士となった先祖から六代目にあたる。相役の山内傳之丞光端は百石であった。初代は二代藩主直政の時から百石だった。拾石からの収穫の三分の一を借上で、上納しなければならない苦しさを八戸家中の申堅どころの二人にはわからないほど、成海家は困窮していたに違いない。幸い別当職の解任などにはいたらず、成海家は、廃藩まで別当を務めた。

弘化二年（1845）に九代藩主信順が、観音堂に参詣している。御堂の前庭から領内の田畑や山々や滝名川の様子などを見ながら藩主は質問し、広々とした眺望を愉しんで帰ったことが「漆立家文書」（『紫波町史』）に記されている。この時の観音堂の状態が余程みすば

らしかったのだろう。嘉永五年（1852）の棟札には、わざわざ次の一文が入る。「当社勧請創造**当國最祖**以来世相續而雖修造星霜既遥隔而造営殆及大破故今般太守**信順公依嚴命令造立者也矣**」と厳しく命じられている。藩主代参も代官も下代二名と名主五名、世話方名主二名、大工棟梁以下八名、屋根葺棟梁と木挽二名と杣取と穴掘二名が遷座導師や霞祈願者と名を連ねる。この時の別当は成海健蔵忠慈である。借上米納入期限延長を願い出していた人物である。

大藩島津家から八戸南部家八代藩主信真の娘鶴姫の婿養子に入った信順は、持参金を持っていて、志和の長寿者や孝行者に褒美として青銭を下賜している。藩主家ゆかりの観音堂を朽ち果てたままにはしておかず、新堂を建て、戸帳を奉納した。この再建から十二年後の元治元年（1864）には修復を受け、藩主代参、代官、下代の名が棟札に残る。苦勞して法灯を守り続けた成海健蔵の面目躍如の感があり、累代の苦勞が報われている。元治元年の幟旗は式流現存する。白地に墨染で龍斎という人物が揮毫している。現在の御堂の外に掲げられた「観音堂」という扁額も彼の手になる。どのような人物かはわからない。社領拾石だけでは御堂の管理はままならず、生活のためにも、直耕のほかには寺子屋を開いて子どもたちに読み書きを教え、報酬を得ていたと伝えられ、自作の教科書類も成海家には伝存する。

17 伊勢参詣帰路の客死者の対応

文政六未年三月

片寄村梅田弥太郎ト申者

参宮帰り懸ニ越後国

溝口様御領蒲原郡横

越村ト申処にて病死致候

ニ付右村役人方より死骸

引取候様此方村役方江文

通有之候ニ付右弥太郎身

寄之者及此度彼地江

罷越候ニ付右返翰左之通

如仰未得御意候得共一筆致

啓上候春暖之砌各様

弥御堅固被成御勤珍重

奉存候然者当村弥太郎

与申者伊勢参宮帰り

懸路用無之報謝鉢ニ

而野宿打續為ニ不快ニ
 て趣ニ而去ル正月十九日各々様
 御役場江罷越御慈悲
 ヲ以報謝宿御申付被下度
 旨相願候ニ付不便ニ被思召
 一宿被仰付候処夜中病
 躰差重り候旨宿徳
 次郎方より被届出候ニ付即
 刻御醫師宗□□被
 仰付種々御薬用被下候
 得共喉症寒レ傷躰之
 病症之趣ニ而御療養
 不行届翌廿日暁六ツ時
 致病死候ニ付其向江被
 相届候処其御許御役人
 様方御出張被成死骸御
 見分相済各様御願之
 上其御村禪宗宗賢（修）寺
 御葬場へ仮葬被御申付候
 然者右始末為御知被下
 弥太郎身寄之者御別
 紙之通御引渡可被下候様
 被仰下委細御飛札之趣
 被入御念候御義奉存候
 弥太郎病中より何角各
 様願御取扱御厄介相成
 候段難申尽忝次第と
 奉存候依之弥太郎身
 寄之者治郎作治郎七
 ト申者兩人此度其御地江
 差遣申候間被仰下通御
 引渡被下候様奉存候
 随テ諸事不案内之者
 共ニ御座候間乍御六ヶ敷
 可然様御差圖被下度何分
 ニも奉願上候右御報せ旁々
 御礼等可得御意如期ニ
 御座候恐惶謹言
 未三月十八日

奥劔南部地志和郡片寄村

乙名谷地甚助○

御名主柳田市兵衛○

越後国蒲原郡横越村

名主

小泉与蔵様

加藤曾兵衛様

市村藤蔵様

佐藤忠吉様

曾我四兵衛様

中村善蔵様

（※□□は未判読の文字○は判のしるし）

これが綴りの最後の文書となる。急いで写したのか書き損じのような、判読しにくいところが多い。文政六年（1823）未三月と始まる。成海家のある土館より南方の片寄村出身の梅田弥太郎という人物が伊勢参りの帰路に現在の新潟市で病死したことについての往復書簡を写している。

弥太郎は旅費が尽き、野宿が続き、体力が消耗して、施しを受けるしかない状態で、とうとう本人が役所に助けを求めた。あまりに衰弱していたので憐れんで宿を貸したが、その宿で医者に見てもらったが、傷寒と呼んでいた腸チフスで病死してしまった。宿主は役所に病死を届け出た。遺体の確認をした役人の指示で、この横越村の禪宗寺院の宗修寺（現存する寺名は宗賢寺）に仮埋葬した。その横越村から片寄村に弥太郎の身内の者に、病死にいたる経緯を知らせ、死骸を引き取るようにと連絡が来たのだ。

弥太郎の身内の治郎作と治郎七の二人が新潟まで引き取りに行くことになった。二人とも様々なことに詳しくないので、迷惑をかけると思うが、よろしく御取り計らい願いたいと、片寄村の乙名谷地甚助と名主柳田市兵衛の連名で、横越村の六人の名主宛てに出した手紙の控えを写している。名前下の小さい丸は判を表している。今後、このような対応をすることになるかもしれない興味を持って写したのであろう。双方の名主とも、互いに苗字を付けて名前を記している。藩と藩のやり取りではなく、村役人同士のやりとりだからであろう。当時の客死者は、その土地のしきりに従って処理してもらって構わないという手形(書付)をもって旅をしていた。弥太郎はある意味恵まれた処置をしてもらったと言える。

18 おわりに

『年中行事』には、各行事の行事そのものの内容に関する記述はほとんどないものの、代官所ではどのよ

うな行事を祝い、どんな仕事をしていたのかを少しでも垣間見ることができた。

代官所文書の所在が不明であるが、代官所の職務に協力していた志和の名主や乙名たちによる記録が子孫宅に保管されている可能性はまだある。そこから代官所の職掌や支配体制をもう少し明確に出来るかもしれない。今後の研究に光明が射した思いがしている。

観音堂に残る棟札からは、御堂は貞享五年（1688）に建立され、享保十一年（1726）と宝暦四年（1759）に修復を受け、天明七年（1787）に再建され、寛政八年（1796）から天保十三年（1842）までの信真・成海九蔵の代と天保三年（1832）に修復を受けている。嘉永五年（1852）に再建され、元治元年（1864）に修復を経て、大正十三年（1924）に再建した御堂が現在の御堂であることがわかっていたが、これ以外にも富圃による収益で、何度かの修復をしてきたことが、今回わかった。加えて藩主一行の送迎や消火体制などの記載もあり、代官所と領民との関係の一端を明らかにすることができた。

村上駒夫氏が志和公民館の古文書教室のテキストとして平成二十二年（2010）に解説された成海家文書『年中行事 成海主』と同じく、平成二十三年（2011）に解説された成海家文書『御観音御社領拾石ノ内阿せ帳』が、今回の史料紹介のきっかけとなった。村上氏と志和公民館にあらためて、お礼申し上げたい。

志和八幡宮からも貴重な古文書や棟札を見せていただき感謝申し上げます。八幡宮と観音堂の再建や修復は同年に行われていたことも今回確認できた。

私の古文書読解力が薄弱なために、阿部勝則氏には読解の吟味や、当時の服装のことなど多くの御教示いただいた。衷心よりお礼申し上げます。

参考文献

- 成海健蔵外 成海家文書『年中行事 成海主』（1823）
成海嘉吉外 成海家文書『御観音御社領拾石ノ内阿せ帳』（1784）
村上駒夫解説 成海家文書『御観音御社領拾石ノ内阿せ帳』（2011）志和公民館古文書教室テキスト
村上駒夫解説 成海家文書『年中行事 成海主』（2010）志和公民館古文書教室テキスト
紫波町史編纂委員会（編）（1972）『紫波町史』片寄漆立家文書「弘化二年 八戸殿様御通行御用留」紫波町
八戸市立図書館市史編さん室（編）（2001）八戸の歴史双書『八戸藩士 系譜書上』八戸市
八戸市立図書館市史編さん室（編）（1999）八戸の歴史双書『八戸南部史原稿』八戸市
八戸市立図書館市史編さん室（編）（2002）八戸の歴史双書『八戸の神社寺院由来集』（「八戸祠佐嘉志」）八戸市
森越良（編）（1993）『解説八戸藩目付所日記』
剛室崇寛撰（1682）『沢口観音堂本尊准胝観音坐像胎内卷子』（いわゆる「沢口観音堂縁起」）
岩手県教育会紫波郡部会（編）（1925）『複製版 紫波郡誌（全）』（1974）名著出版

要旨

志和観音堂別当成海家文書から、江戸時代の八戸領志和代官所で行われていた年中行事を通して職掌の一端を確認できた。参勤交代時の藩主一行の送迎の仕方、観音堂修復費の確保方法、消火体制や消火用具のこと、伊勢参宮時の客死者への対応の仕方などがわかった。

キーワード：志和観音別当成海家、沢口観音堂、志和代官所、年中行事、行事の服装

表1 志和観音別当成家文書『年中行事成海主』の構成

No.	年中行事	服装や参加者・内容
1-①	正月元日 年頭御祝儀	麻袴：蔵奉行・下代・八幡宮守仁左衛門・観音別当・酒屋権兵衛 法服：八幡別当 継上下：名主・乙名等（肩衣と袴の地質や色合いが上下別・略公服）
1-②	正月三日 八戸へ一里御用状用意 登米日程を決める 代官→家老・用人への年始状出す 下代→家老・用人・諸役人へ年始状出す	羽織袴：下代 紙は岩城紙使用を命ぜられたが東山紙でもよいか伺って許可を得る
1-③	正月三日 八戸へ一里御用状差出 郡山代官へ年始状差出	書状届ける者は脇差
1-④	正月四日 四箇寺年頭祝儀 返礼は書状	羽織袴：下代
1-⑤	正月十一日 御用披 名主へ五項目書付御触申渡 名主其外掛へ酒肴出る 志和八幡神祭	参加者総数十九名 八幡別当への初穂料を届ける担当名主：袴
1-⑥	下代川通証文受取に盛岡御勘定所へ 郡山代官へ御登米御儀仕依頼 郡山関係者へ酒出る 黒沢尻御役所御用掛へ鑓刀貸出 石巻へ登米出発 上巳の御祝儀 殿様参勤之節 盛岡御本陣相詰 郡山御飯屋相詰 御道中弘方へ駄賃支払請取出 郡山止宿 御目見対心 越田村御見送（酒代か酒持参）見送後八戸へ一里御用状申遣 五月五日 端午の御祝儀 稲作仕付終え代官見分後八戸へ報告 殿様御下向之節 越田村出迎え 代官郡山御飯屋御機嫌伺 御目見人数の相談	麻袴：下代 羽織袴：八幡宮守・観音別当・酒屋権兵衛・惣名主 法服：八幡別当 継上下：高持百姓 麻袴：代官・下代（詰人：代官上下七・下代上下二名主一乙名一） 麻袴：下代上下二・名主一・乙名一 （支払担当名主 人馬共で八百四十四文） 麻袴：代官（酒屋権兵衛：医師室岡玄寿も相詰） 羽織踏込：下代 見送：下代上下二・八幡別当・観音別当・宮守・名主・乙名・山形地頭 参加者：服装年頭と同様
1-⑦	岩手山参詣初穂料 八幡別当→常泉院 七夕の御祝儀 御膳米として新米を紙袋で一里御用状と八戸へ （三年連続献上者に御褒美鳥目三十疋下賜）	御飯屋や御本陣では発着共駕籠の右側門内側で侍機 郡山御飯屋 羽織踏込：代官・下代 盛岡御本陣 麻袴：代官・下代 麻袴：盛岡御本陣詰の下代・名主・乙名（郡山・盛岡とも前日から待機） 麻袴：下代 羽織袴：惣名主 ？：八幡宮守と観音別当
1-⑧	八月一日 八朔の御祝儀 八月八日 八幡宮御神事 御初穂料拾正献上 代官は幕張残敷で湯立神事・祈禱・神楽見学 代官は八戸へ一里御用状で委細報告	麻袴：下代 参加者七夕と同様 麻袴：代官・下代 羽織袴：名主（近年は名主も袴） 羽織袴大小：御初穂料献上者 看板：八幡宮警固六名
1-⑨	九月九日 重陽の御祝儀 惣馬改と擧馬 代官の八戸出府帰は酒申貝を郡山代官に用意	参加者八朔と同様 八戸馬方役人不参加時代官 羽織袴で田屋に詰める：代官・目付・下代・名主・馬方信 擧馬は代官羽織踏込（代官は若党・道具持・草履取召し連れる） 看板：警固八
1-⑩	十月十八日 御蔵開 正月十一日同様（近年は九月二十五日） 十二月朔日 欠落調査 訴出差出二十日期限 不時 純飯之事 出馬証文・女通切手・藩境工事等への通達 出火之節結人数（寛政四年四月二十九日付）	参加者に酒五升肴二種（冬の御登米への準備） 訴出差出担当名主
2-①	年恐以書付奉願上事（寛政三年正月付）	火事の際の担当場所や水籠・火団扇・手桶の準備などの指示
3-①	年恐以書付奉願上事（寛政三年正月付）	雷鬮興行二回 代官：川口興九郎と野村男也 成海九蔵
3-②	年恐以書付奉願上事（寛政三年正月付）	雷鬮興行三回 代官：川口興九郎と野村男也 成海九蔵
3-③	年恐以書付奉願上候事（寛政三年正月付）	借上米上納期限延長願 代官：長澤甚兵衛と山内傳之丞 成海健蔵
4-①	片寄村梅田弥太郎申者（文政六年三月付）	伊勢参宮帰途の病死者に関する病死した村と出身村双方の書簡写し